

大飯原発3, 4号機の運転差止判決を読み解く

富田 道男

2016年10月25日
JSA e マガジン編集委員会 発行
2016年12月23日 訂正

大飯原発 3, 4 号機の運転差止判決を読み解く

富田 道男

1 はじめに

平成 26 年 5 月 21 日、樋口英明（裁判長）、石田明彦および三宅由子の三裁判官は、福井地方裁判所において、被告の関西電力株式会社に対して「大飯発電所 3 号機及び 4 号機の運転をしてはならない」との判決¹⁾（以後、樋口判決という）を言い渡した。この判決は、原告側の掲げた垂れ幕により、「司法は生きていた」判決として世に知られているが、被告関西電力の控訴により、名古屋高裁金沢支部で係争中である。

福島第一原子力発電所で起きた過酷事故（以後、福島事故という）から 5 年が経過したが、この間政府は、原子炉等規制法²⁾ 改正や新規規制基準³⁾ の制定など、原子力行政の大幅な見直しを進め、また電力各社は、既設原発のストレステストなど安全評価の再確認を行ったと称して、原発再稼働に向けて準備を進めてきた。この状況の中で原発設置自治体やその周辺自治体の住民は、原発運転差止の民事訴訟を起し始めた。

これらの中で最も早く結審した、上記の大飯原発 3, 4 号機運転差止判決は、日本国憲法に謳われている裁判官の職権行使の規定を遵守するものとして、また福島事故の教訓に基づくものとして大変すぐれていると思われるので、これを読み解くこととする。

2 樋口判決

この裁判の審理については、判決文の「第 4 当裁判所の判断」に述べられていて、その構成は、

- 1 はじめに
- 2 福島原発事故について
- 3 本件原発に求められるべき安全性（立証責任）
- 4 原子力発電所の特性
- 5 冷却機能の維持について
- 6 閉じこめるという構造について（使用済み核燃料の危険性）

- 7 本件原発の現在の安全性と差止めの必要性について
- 8 原告らのその余の主張について
- 9 被告のその余の主張について
- 10 結論

となっている。これらのうち、1 から 7 項目までの中に福島事故を教訓とした審理の様子が述べられているので、以下にその概略を見ることとする。なお、「」内の太字（ゴシック体）の文言は、判決文を書き写したものである。

「1 はじめに」において、人格権は憲法 13 条及び 25 条⁴⁾に基づく個人の権利であり、わが国の法体制の下では最高の価値を持つとされている個人の権利である以上、これを侵害するものは理由の如何を問わず侵害行為の差止めを請求できるとの考えにより審理を行うことが述べられている。

「2 福島原発事故について」では、被害の甚大なことを具体的に示し、チェルノブイリ事故と当時の原子力安全委員長の避難想定距離を参考にして、原告の居住範囲を半径 250 キロメートルとすることの根拠を示している。

「3 本件原発に求められるべき安全性（立証責任）」においては、審理の基本とした極めて重要な考えが示されている。小見出しとして次の三つを挙げている。

- (1) 原子力発電所に求められるべき安全性
- (2) 原子炉規制法に基づく審査との関係
- (3) 立証責任

その一番目の「(1) 原子力発電所に求められるべき安全性」において「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる」として、万が一の危険性の有無を裁判所が判断するとしたのである。

そして二番目の「(2) 原子炉規制法に基づく審査との関係」について触れているこの項の冒頭において、「(1) の理は、上記のように人格権のわが国の法制における地位や条理によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない」と述べて、裁判所の判断の行政からの独立を宣言している。さらにこの項の末尾において、

「(1)の理に基づく裁判所の判断は4以下に認定説示するように必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要するものではない」と述べて、福島事故の際に全国民が見聞きした事実をもとに「5 冷却機能の維持について／6 閉じこめるといふ構造について(使用済み核燃料の危険性)」のところで、本件原発の安全性の欠陥を指摘したのである。

三番目の「(3)立証責任」の箇所では、「被告に原子力発電所の設備が基準に適合していることないしは適合していると判断することに相当性があることの立証をさせこれが成功した後に原告らに具体的危険性の立証責任を負わせるという手法は原子炉の設置許可ないし設置変更許可の取消訴訟ではない本件訴訟においては迂遠な手法といわざるを得ず、当裁判所はこれを採用しない」とし、さらに「具体的な危険性の存否を直接審理の対象とするのが相当であり、かつこれをもって足りる」として、行政訴訟における取消訴訟のように、原告の立証責任を問うという手法を採用しなかった。

さて、「4 原子力発電所の特性」のところでは、事故や故障で運転が停止すればそれで終わる一般の事業所と異なり、原発では、地震などで核分裂反応を緊急停止した後も、継続して燃料棒を冷し続けなければ、それまでの核分裂反応により生じた大量の放射性物質による放射熱⁵⁾により、高温となって燃料棒が破損し、大量の放射性物質が施設の外に漏れ出ることになる。したがって、冷却に失敗しても、放射性物質が外部に漏れることのないように、厳重に閉じ込める構造でなければならない。この「止める、冷やす、閉じこめる」三つの機能が万全でなければ、原発の安全性は担保できないことを説明した後、「しかるに、本件原発には地震の際の冷やすという機能と閉じ込めるといふ構造において次のような欠陥がある」として、福島事故に基づく具体的欠陥の指摘を行った。

冷やすという機能の欠陥とは、「5 冷却機能の維持について」において、「本件原発においては基準地震動である700ガルを下回る地震によって外部電源が断たれ、かつ主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあると認められる」、(中略)、「福島原発事故においても外部電源が健全であれば非常用ディーゼル発電機の津波による被害が事故に直結することはなかったと考えられる」と、福島事故当時、テレビ等で放送された高圧送電線鉄塔倒壊の映像から、外部電源施設が基準地震動以下の地震で損壊するような耐震性能の位置づけを欠陥であると指摘した。

指摘の第二の欠陥は、「6 閉じこめるという構造について（使用済み核燃料の危険性）」に述べられている。事故により使用済み核燃料の冷却機能が停止し、燃料棒が損壊した場合でも、放射性物質が施設外に放出されることのないように使用済み核燃料を貯蔵する構造物も堅固なものでなければならない。しかし、「使用済み核燃料は本件原発においては原子炉格納容器の外の建屋内の使用済み核燃料プールと呼ばれる水槽内に置かれており、その本数は1000本を超えるが、使用済み核燃料プールから放射性物質が漏れたときこれが原子力発電所敷地外部に放出されることを防御する原子炉格納容器のような堅固な設備は存在しない」ことを指摘した。そして福島事故において、当時定期点検中だった4号機の使用済み核燃料プールの冷却が全電源喪失により止まり、蒸発によるプール水位の低下が始まったこと、しかし幸いにも、「水素爆発によって原子炉建屋の屋根が吹き飛んだためそこから水の注入が容易となったことが重なった」ことで大事故に至らなかったことを挙げた。この様子もテレビや新聞で報道され広く知られた事実である。

これらの重大な欠陥のある本件原発の再稼働が申請された場合の危険性については、項目の「7 本件原発の現在の安全性と差止めの必要性について」において述べている。その要点は、「新規規制基準には外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるまで強度を上げる、基準地震動を大幅に引き上げこれに合わせて設備の強度を高める工事を施工する、使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む等の措置は盛り込まれていない。したがって、被告の再稼働申請に基づき5, 6に適示した問題点が解消されることがないまま新規規制基準の審査を通過し本件原発が稼働に至る可能性がある。こうした場合、本件原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続することとなる」と述べている。

そして「10 結論」として、「原告らのうち、大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者（別紙原告目録1記載の各原告）は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められるから、これらの原告らの請求を容認すべきである」としたのである。

以上に見てきたように、本件審査においては、全国民が福島事故で見たであろう事実を基にして、このような事態を招く具体的危険性が「万が一」にでもあるかを裁判所が判断したのである。しかも強調すべきは、福島事故から得た事実に基づき、人格権侵害の可能性を指摘して新規規制基準そのものの欠陥を指摘したことである。

3 裁判官の福島事故に対する接し方

原発の過酷事故による人格権侵害の恐れを理由として原発の運転差し止めを求める民事訴訟において、事件を担当する裁判官の福島事故に対する接し方には二通りのものが見られる。

一つは、本件の審理を担当された樋口英明、石田明彦及び三宅由子裁判官のように、福島事故で見たことを基にして新規制基準が事故原因を取り除けるように改正されているかを自ら検証するものであり、他方は、新規制基準作成に携わった「高度の技術的知見・知識を有する専門家」の判断に任せて、新規制基準を自ら検証することを避け、福島事故から学ぶことをしないものである。

前者は、裁判官の職権行使を規定する憲法第76条第3項、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」を遵守する立場と見ることができる。すなわち、良心とは何が善であり悪であるかを知らせ、善を命じ悪をしりぞける個人の道德意識（広辞苑、第六版）であるとすれば、前者の裁判官達は、福島事故を防げなかった故に改正された法律には拘束されずに福島事故で見た事実を基に新規制基準の欠陥を指摘して、原発再稼働を良心に従い悪として退けたことになる。さながら憲法第76条第3項を絵にしたような「憲法遵守」の職権行使と言えよう。

それに引き換え、後者は、行政権から独立できずに、改正された法律・新規制基準を遵守し原発再稼働に対する善悪の判断をする良心を何処かに置き忘れてきた「法遵守」の裁判官と言うことになるのであろうか。

樋口判決の後、原子力規制委員会から新規制基準適合の判定を受けた九州電力川内原発1、2号機および関西電力高浜原発3、4号機がそれぞれ再稼働される運びとなり、これに対して近辺住民などから運転差止を求める仮処分申立が行われた。各事件に対する決定⁶⁾申し渡し順は下記の通りである。

(ア) 高浜原発3、4号機運転差止決定、2015年4月14日。

担当裁判官：樋口英明（裁判長）、原島麻由、三宅由子（福井地裁）

(イ) 川内原発1、2号機運転差止申立棄却、2015年4月22日。

担当裁判官：前田郁勝（裁判長）、杉本敏彦、植野賢太郎（鹿児島地裁）

(ウ) 高浜原発3、4号機運転差止決定を関電の異議申し立てにより破棄、2015年12月24日。

担当裁判官：林潤（裁判長）、山口敦士、中村修輔（福井地裁）

(エ) 高浜原発 3, 4 号機運転差止決定, 2016 年 3 月 9 日.

担当裁判官: 山本善彦 (裁判長), 小川紀代子, 平瀬弘子 (大津地裁)

これに対する関電の決定効力停止申請, 異議申立は, 山本裁判長がそれぞれ棄却, 関電が控訴.

(オ) 川内原発 1, 2 号機運転差止申立棄却に対する原告側の即時抗告棄却, 2016 年 4 月 8 日.

担当裁判官: 西川知一郎 (裁判長), 下馬場直彦, 秋元健一 (福岡高裁宮崎支部)

これらの各決定において, 運転差止請求を認めた (ア) 及び (エ) の裁判官は, 「憲法遵守」の立場, また請求を棄却した (イ), (ウ) 及び (オ) の裁判官達は, それぞれ福島事故の教訓を自ら学ぶことをしない「法遵守」のものと言える.

上記の各決定により, 2016 年 10 月現在, 川内原発 1, 2 号機は運転中であり, 高浜原発 3, 4 号機は運転停止中である.

4 むすびにかえて

九州電力及び関西電力が設置した原発の原子炉は, すべて加圧水型であり, 設置年代による違いはあるものの, 基本的な設計は同じである. いずれも旧規制基準の下で設置されたものであり, ストレステストで安全性を確認したと称して再稼働申請をされたものである. 従って, 樋口判決が指摘した安全性に対する新規制基準の欠陥は, 裁判官が原発の安全性を新規制基準への適合・不適合で審査する限り, 見えてこない.

現在, 日本各地で原発の運転差止を求める訴訟が起こされているが, 担当裁判官は, 憲法に定める職権行使の規定第 76 条第 3 項を遵守して, 新原子炉等規制法・新規制基準が福島事故のような事態を招くことのないように改正されているかどうかの検証を, 良心に従って自ら行はなければならないことを強調しておきたい.

【参考】

1) 判決文は, <http://www.cnrc.jp/5851> からダウンロードできる. また, 「大飯原発」の公式名称は「大飯発電所」である.

- 2) 正式名称は、「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」である。
- 3) 正式名称は、2014（平成26）年7月9日施行された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」である。内容は、規則の各条項についての解釈が詳しく記されているもので、これを「新規制基準」と呼んでいる。
- 4) 憲法13条と25条は以下の通り。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求権に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 5) ここでいう放射熱とは、ウラン燃料の核分裂で生じた大量の放射性物質が放出する放射線の莫大なエネルギーは、そのほとんどが核燃料ペレットの内部で吸収されてしまうので、「放射線吸収による発熱」の意味である。放射性物質が放射線を放出して崩壊する際のエネルギーによる熱なので、崩壊熱ともいう。
- 6) 民事保全法という法律に基づき、仮処分申立に対する裁判は、口頭弁論を経ないで、つまり非公開で行うことができる。審理の結果は、決定として被告または原告に申し渡される。

【著者のプロフィール】

著者：富田道男（とみた みちお）

略歴：1959年，京都大学理学部物理学科卒業，甲南大学理学部，京都大学工学部を経て1991(平成3)年京都府立大学教授，学内放射線施設の安全管理に携わった。同大学を定年退職後，2000年より龍谷大学文学部特任教授，情報科目を担当し，2005年停年退職。日本科学者会議には，1966年京都支部設立時より加入，2005年5月から2014年4月まで，京都支部代表幹事。

専門：工学博士。現在の専門は脱原発方法論。以下の『日本の科学者』への投稿論文。

- ①「日本の原発をすべて廃止するには一原発の廃炉と原発立地地域の経済再生」(Vol.48, No.11, p.44)
- ②「日本学術会議への要望—高レベル放射性廃棄物に関するSJCの2編の報告について」(Vol.50, No.6, p.44)
- ③「裁判官に対する国民的批判のすすめ—裁判官の良心の在りようを問う」(Vol.51, No.1, p.40)
- ④「裁判官に対する国民的批判のすすめ その2—高浜原発3，4号機事件」(Vol.51, No.7, p.44)

その他脱原発を主張する URL: <http://web1.kcn.jp/decomings/>

2016年10月25日

日本科学者会議 JSAe マガジン編集委員会

The Japan Scientists' Association (JSA)

2016年12月23日 訂正